

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高知県土佐郡土佐町

### 2 構造改革特別区域の名称

土佐町果実酒特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

高知県土佐郡土佐町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

土佐町は、高知県の中央北部に位置する北緯 33° 45′、東経 133° 30′、面積 212.11 km<sup>2</sup>、東西南北それぞれ約 20 km の町であり、四国全体から見れば中央部に位置している。東は本山町、西はいの町、南は南国市、高知市、北は大川村及び愛媛県伊予三島市に接している。町の北部、西部及び南部の三方はいずれも 1,000m 級の山に囲まれ、町の東北部にある早明浦ダムと吉野川の支流に沿って主要道が発達し、耕地が開け集落が形成されている。

#### (2) 気候

年平均気温は、14℃前後、年間平均降雨量 2,700 mm 前後の温暖多雨の気候である。しかし寒気も厳しく 1 月から 2 月には積雪もある。

#### (3) 人口

昭和 35 年に 8,734 人、昭和 50 年には 6,679 人、昭和 60 年には 5,872 人、平成 7 年には 5,292 人、平成 17 年には 4,632 人、平成 22 年には 4,358 と減少を続けている。

若年層の町外流出が続いており、少子高齢化が進んでいる。

#### (4) 産業

平成 22 年の就業人口は 2,066 人で、産業別には第 1 次産業が 25.7%、第 2 次産業が 18.7%、第 3 次産業が 55.6% となっている。従前から基幹産業は農業であり、良好な気候条件と土壌を生かし、基幹作物である水稲を中心に、ハウス園芸や花卉園芸、果樹栽培などが行われている。また畜産業については土佐あかうしの一大産地であり、近年土佐あかうしの市場ニーズの高まりを受け、畜舎の整備や生産者・新規就農者への支援を図り、生産規模拡大を目指している。林業においては木材チップ工場の誘致等で雇用の確保のみならず、それに付随した林業の活性化も図っている。

商業について、商店等は国道 439 号線の沿線に沿って存在し、特に森・田井地区に集中しており、中心地から離れた地区においては店舗の閉店等がみられる。

#### (5) 地域づくり

平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間を期間とする第 6 次土佐町振興計画「わたしふるさと 土佐町 元気プラン」を策定（平成 22 年 6 月）し、「いのちをはぐくむふるさとづくり」を基本理念とし、美しく豊かな自然環境の下、本町の農業をはじめとする地域産業が発展し、町民が健康で心豊かに、安全で安心して暮らしていけるまちを、町民全員の力により実現することを目指している。

#### (6) 規制の特例措置を講じる必要性

本町には年間 10 万人の観光客が訪れるが、宿泊者は 3 千人と少なく、観光資源の乏しい本町では、安心でおいしい食材を使ったおもてなしなどで長時間滞在してもらうことが町の知名度向上だけでなく経済効果の面からも必要となっている。その中で、地域産の農産物を活用した酒類の製造は、食の満足度向上や観光面における魅力のあるコンテンツとなるため、小規模施設での酒類の製造・提供のチャレンジを通じ、やる気のある事業者を支援していくことは非常に重要なことである。その一つとして事業者等が果実酒製造に参入しやすくなるような環境を整え、高品質で魅力的な加工品の創造や地域ブランドを創出し、農業経営の安定や地域経済の活性化を図るためには規制の特例を活用する必要がある。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本町の農業は、米価の下落や生産調整などの起因する厳しい経営環境、集落の過疎や就農者の高齢化などによる担い手不足に伴い、耕作放棄地が発生するなど農地の荒廃が進んでいる。このことは、地域の活力低下のみならず、国土や自然環境の保全、水源の涵養などの機能低下を招いている。

これらの課題を克服し、新たな事業展開による特色のある地域づくりを進めるためには、従来型の生産・供給中心の産業振興から、第 1 次産業で生産される農林業の地場資源に、第 2 次産業の加工等による高付加価値化を図り、さらにツーリズム等の観光産業などの第 3 次産業と連携した販売の促進やブランド化を図るといふ、農・商工など各産業間の連携による 6 次産業化が必要である。

そのため、規制の特例措置を活用する事により、事業者等が果実酒の製造に参入しやすくなり、新たな特産品の開発や地域ブランドの創出が期待でき、加工品を起爆剤とした地域産業の活性化が期待できる。

また、地域内で生産された果実を用いることで、加工用途向果実の有効活用や高付加価値化が図られるとともに、果樹の生産拡大や就農者の確保等へのつながりも期待でき、農業経営の安定を図ることが可能となる。

このほか、地元で製造することによる雇用機会の創出や、交流人口の増加などへの広がりも期待でき、農業の振興のみならず、地域全体の活性化につながることを期待できることから、本特例措置を活用する意義は極めて大きいものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による特定酒類の製造事業」によって、地域外の者に対する交流活動を行う際に、自家製造酒を提供する場を設けることで地域農産物の利用拡大と本町の知名度向上を目指す。

それにより、都市住民が本町を訪れ、他の農産物を食し、購入することで消費・販路拡大につながり、またそれによる地域住民の活力増進等、地域づくりの新しい展開が生まれることが期待できる。

本町の豊富な資源である山、川の美しい自然や歴史・文化などと合わせ、滞在者に対する新たな郷土食として果実酒を加えることで魅力を高め、更なる交流人口の増加を促進し、農業振興及び全町的な地域経済の活性化を図ることを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特産品の開発及びブランド化等による収入増加と知名度アップ、新たな地域特産品の開発及び加工品として付加価値を高めたブランド化の推進が可能となり、高付加価値化や農業収益の増加等が図られる。

また、新たな取組を広く町内外にPRすることで、本町の知名度アップにつながる。

(2) 地域農業の振興

本町の農業は高齢化や担い手不足、収入の不安定さから衰退傾向にあり、生食用と比較して省力栽培が可能な加工用途向農産物の生産が拡大することで、作業の効率化や労働力不足への対応が図られるとともに、規格外品の有効活用が可能となり、農産物の生産拡大や高付加価値化による収益向上等が見込まれる。

(3) 農業・観光等の連携による地域活性化

醸造施設の整備により、観光果樹園等と連携した体験型農業の受入促進が期待できる。これらを、観光や特産品販売に携わる関係団体や地元飲食店等と連携し、一体的に周知・振興を図る事で、都市と農村の交流拡大が期待でき、地域全体の活性化が図られる。

(4) 交流人口の増加

年度	平成 26 年度	平成 31 年度目標
入込客数	約 100,000 人	105,000 人
宿泊者数	約 3,000 人	3,500 人

(5) 農家等の果実酒の製造により、農家民宿や農家レストラン等での新たな起業が期待できる。

○農家民宿、農家レストランによる果実酒製造計画

	平成 28 年度目標	平成 32 年度目標
農家民宿等における果実酒製造軒数	1 軒	2 軒

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、  
実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン・飲食店・農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

高知県土佐郡土佐町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として果実酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場製品の創造となり、地域活性化にもつながる。

また、果実酒製造への取り組みは、小規模ながら農家副収入の一つの手段となることに加え、果実酒と併せて地元食材を提供することにより、地産池消の促進にもつながり、地元農産物の消費拡大や高付加価値化、新たな特産品及び地域ブランドの創出が図られ、農業の振興並びに地域経済の活性化に寄与する。

このような地域住民の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるといふ観点からも当該特例措置の適用が必要であると考ええる。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。